

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯（年齢はいずれも令和4年4月1日時点）

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象（事業者が申請）

※補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、本事業の事務局開設日（R4.12中旬予定）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限る。

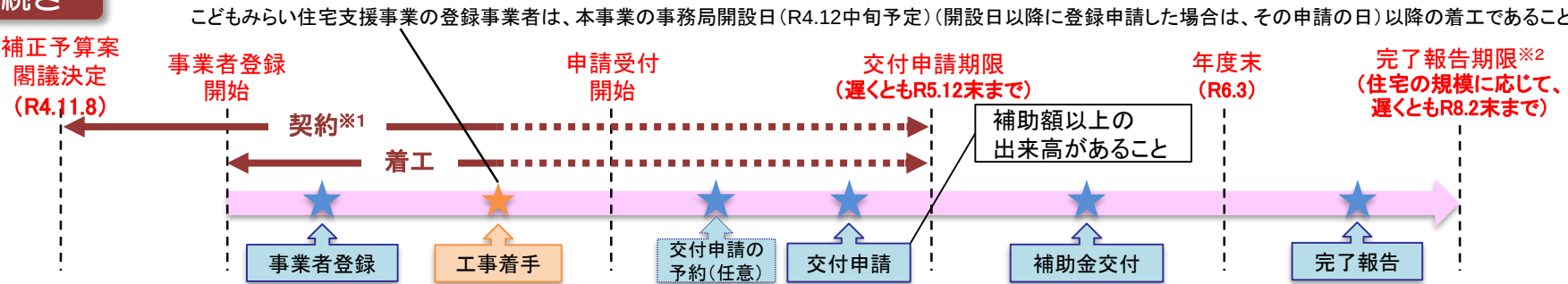
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
OZEH住宅 （強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの） ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円／戸

住宅のリフォーム*

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等（①の工事を行った場合に限る。） ※ 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省）又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円／戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円／戸（既存住宅購入を伴う場合は60万円／戸） ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円／戸

3 手続き



※1 注文：工事請負契約、分譲：売買契約 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省）及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）とのワンストップ対応を予定



住宅気密測定のご案内

高断熱でも高气密でなければ意味がない！



焼津・藤枝～沼津・三島

1回 ￥40,000

浜松～山梨県峡南地域・御殿場

1回 ￥50,000

その他地域は応相談

長期優良住宅点検のご案内

長期優良住宅は点検とメンテナンスの義務が30年あります。
認定取り消しにならないために是非お勧めください。
点検費用等詳しくはお問い合わせください。

株式会社めんてかぶ

〒422-8046 静岡市駿河区中島807-17

☎ 0120-260-310



一般社団法人富士山木造住宅協会

登録制度について

ZEBプランナー

ZEBプランナーとは

ZEBプランナーとは、「ZEB設計ガイドライン」や自社が有する「ZEBや省エネ建築物を設計するための技術や設計」を活用して、一般に向けて広くZEB実現に向けた相談窓口を有し、業務支援（建築設計、設備設計、設計施工、省エネ設計、コンサルティング等）を行い、その活動を公表するものです。

ZEBプランナー登録数

全国で**262**件
(2021年3月末時点)



ZEBリーディング・オーナー

ZEBリーディング・オーナーとは

ZEBリーディング・オーナーとは、自らのZEB普及目標やZEB導入計画、ZEB導入実績を一般に公表する先導的建築物のオーナーのことであり、SIIのホームページを通し、一般に対して公表されます。

ZEBリーディング・オーナー
登録建物件数

全国で**365**件
(2021年3月末時点)



支 援 業 務

01.ZEB 支援業務

02. 省エネ性能確保計画書（適合性判定）届出書の作成支援

03. エネルギー消費性能向上計画認定申請書等の作成支援 (消費性能向上計画認定申請書、表示認定申請書の作成支援)

04.BELS 評価申請書の作成支援

05.ZEH 申請書の作成支援

06.CASBEE 申請書の作成支援

07. 低炭素建築物新築計画の認定申請書作成支援

08. 住宅性能評価申請書作成支援

09. 長期使用構造等である旨の確認書交付支援業務

書類の作成などでお困りではありませんか？
静岡県建築物安全確保支援協会がお手伝いいたします。



NPO 法人 静岡県建築物安全確保支援協会

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1水の森ビル5階 ☎054-202-5532

安全確保支援協会



<http://www.shizuoka-aks.or.jp/>